

分担研究報告

「医療と法執行機関等との連携に関する研究」

研究代表者 若井 聡智

令和4年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)  
「CBRNE テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」

分担研究報告書

「医療と法執行機関等との連携に関する研究」

研究代表者 若井 聡智

(国立病院機構 本部 DMAT 事務局 次長)

研究要旨

本邦でも昨今、銃器を使用した立てこもり事件や要人を標的とした事態処理事案が頻発するようになってきている。そのような状況を鑑み、医療と法執行機関等との連携の必要性が益々高まってきたと考えられる。そこで、事件現場近くに安全域を確保し、当該域で医療者が直近の救命医療機関に引き継ぐまでに必要な救命処置、いわゆる「事態対処医療」を実施することで、傷病者の救命につなげるような、関係機関が連携した体制構築が全国で実現できるように、課題の整理や実現に向けた対応策について関係省庁担当者等に聞き取り調査及び協議を行った。その結果、関係機関連携モデル作成及び関係機関での認識共有の必要性が明確化したことから、「事態処理事案関係機関連携モデル(仮称)」(案)を作成した。今後、警察、海上保安庁、消防、医療機関で協議し、連携モデル案の確定及び実効性を検証することが必要である。

A. 研究目的

銃器を使用した立てこもり事件や要人を標的とした事態処理事案が発生した際に、事件現場近くに安全域を確保し、当該域で医療者が直近の救命医療機関に引き継ぐまでに必要な救命処置(具体的には、開胸術まで想定した止血、気道確保、循環・呼吸機能の安定化処置)いわゆる「事態対処医療」を実施することで、傷病者の救命につなげるような、関係機関が連携した体制構築を全国的に実現化するために、課題の整理や実現に向けた対応策について検討し、実践すること。

B. 研究方法

関係省庁担当者から事態対処医療を実現化するための課題及び実現に向けた対応策について協議した。

(倫理面への配慮)

なし

C. 研究結果

計2回の会議を実施した。

現状・課題

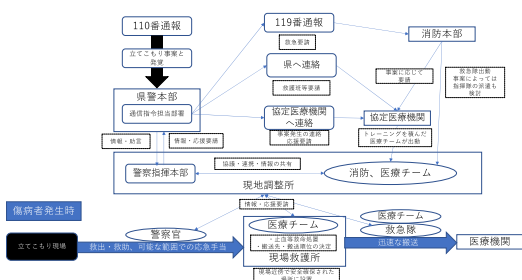
- ・ 現在、10 都県で個別に医療機関と都道府県警が協定を結んでいる。
- ・ 法執行機関が事案対処を行う際には、地震や風水害などの災害発生時の都道府県の組織、具体的には知事をトップとした本部体制で対応するのではなく、法執行機関の責任で対応する体制である。
- ・ 事態処理事案における医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携について、全国的に現時点で体制整備されていない。

対応策

協議の結果、関係機関間での認識共有の刷新と共通認識となる連携モデルの構築

の必要性が明確化したことから、NBC テロ対策会議幹事会が示している「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」を模範とする、「事態対処事案関係機関連携モデル(仮称)」(以下、「関係機関連携モデル」)を作成した。今後の議論を進める上でベースをしていく予定である。

事態対処事案関係機関連携モデル(案)



具体的手順としては、作成した「関係機関連携モデル」を関係機関に照会し、各関係機関から抽出される意見を反映させる。最終的には、先述の「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」の改訂の協議を厚生労働省とも連携して進めていく。

- ・ (仮に体制構築を検討したとして) 連携してくれる医療チームの有無及びその補償等の整理

今後、どういった医療チームが適切なのかの意見交換も含めつつ、同時に当該チームや関係機関が活用しやすいよう、海外の知見も参考としながら、運用するためのマニュアルを作成し、また同時に事件現場で活動した際の契約(補償)条件等の検討も行う。今後は、体制が整備できた場合、実践訓練を行なっていくことも視野にしている。

#### D. 抽出された課題と対応策

今回の研究によって抽出された主な課題としては、

- ・ 事態対処事案における医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携についての全国的な体制整備の欠如
- ・ (仮に体制構築を検討したとして) 連携してくれる医療チームの有無及びその補償等の整理が上がった。

- ・ 事態対処事案における医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携についての全国的な体制整備の欠如

事態対処医療実践にあたっての一定のゴールは、各都道府県警察・海上保安庁等と連携した医療チームの構築及び関係機関が認識を共有の上、連携して行動できる体制構築である。

まずその第一歩として、今回作成した「関係機関連携モデル」の実効性を検討しなければならない。

#### E. 考察

本邦でも昨今、「ふじみ野市散弾銃男立てこもり事件」「東京都大田区猟銃男立てこもり事件」(共に令和4年)、「長野県中野市猟銃男立てこもり事件」「福岡県糸島市医院立てこもり事件」(共に令和5年)など、銃器を使用した立てこもり事件が頻発している。さらには、「安倍晋三銃撃事件」等の要人を標的とした銃撃事件など、今後も、同様の事案が増加する可能性が高いと考えられる。そのため、事態対処医療の普及と、医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携が急務であると思われる。今回作成した「事態対処事案関係機関連携モデル(仮称)」(案)を基にして、本邦における法執行機関との医療連携に実効性を持たせるためには、関係機関からの意見を抽出して反映させ、関係機関連携モデル運用マニュアルを作成し、実践訓練を行なって、実績を作ることが必要である。

## F. 結論

---

「事態対処医療」が実現できるように、課題の整理や実現に向けた対応策について関係省庁担当者等に聞き取り調査及び協議を行った。その結果、関係機関連携モデル作成及び関係機関での認識共有の必要性が明確化したことから、「事態処理事案関係機関連携モデル(仮称)」(案)を作成した。

## G. 健康危険情報

なし

## H. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

なし

## I. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得:なし
2. 実用新案登録 :なし。
- 3.その他 :なし